

九州大学パブリック2号館カフェの運営事業者募集要項

国立大学法人九州大学

次のとおり九州大学パブリック2号館カフェの運営事業者を募集します。

1. 募集内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 募 集 名 称 | 九州大学パブリック2号館カフェの運営事業者 |
| (2) 店舗の設置場所 | 福岡市西区元岡744（九州大学伊都キャンパス内） |
| (3) 事 業 期 間 | 令和8年3月1日（日）から令和13年2月28日（金）まで
ただし、大学側が必要とする作業により本施設の引渡しは3月1日の翌日以降になる場合は、当該引渡し日を事業開始日とし、それ以降から各契約書に基づく権利義務が発生するものとする。
なお、営業開始日は令和8年3月1日以降2ヶ月以内のできるだけ早い時期とする。 |
| (4) 利 用 対 象 者 | 伊都キャンパスの教職員、学生
ウエストゾーン約10,200名
（学生 約9,000名、教職員 約1,200名）
その他来学者 |

《留意事項》

現在、伊都キャンパスには、学生向けの食堂、喫茶、売店が多く設置されていますが、本施設は教職員や来学者が中心に利用されることが想定されます。各店舗については、10. 参考資料の資料3「伊都キャンパス食堂等一覧」を参照してください。

2. 応募資格

応募できる事業者は、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第6条に該当する者（別紙：規程参照）
- (4) 過去3年以内に、営業に係る刑事罰処分を受けた者
- (5) 過去3年以内に、衛生関係法令による営業停止処分などを受けた者

3. 運営事業者選定までのスケジュール

- | | |
|-----------------------------|---|
| 令和7年10月29日（水） | 運営事業者募集要項を公表 |
| 令和7年10月29日（水）～11月25日（火） | 申請書等の交付 |
| 令和7年11月28日（金） | 質問書の提出期限 |
| 令和7年12月 5日（金） | 質問書の回答 |
| 令和7年12月16日（火）～令和7年12月18日（木） | 申請書等の提出 |
| 令和8年 1月中旬 | 運営事業者の選定
(必要に応じプレゼンテーションによるヒアリング審査を実施) |
| 令和8年 1月29日（木） | 運営事業者決定の公表 |

4. 申請書等の交付

本公示に基づき応募する事業者に対して申請書等を交付します。

- (1) 交付期間 令和7年10月29日(水)から
令和7年11月25日(火)まで
- (2) 交付場所 〒819-0395 福岡市西区元岡744
国立大学法人九州大学 財務部
資産活用課運用係 担当 松本
電話番号：092-802-2425
E-mail: tgsunyou@jimu.kyushu-u.ac.jp

5. 質問書及び申請書等の提出方法

質問書及び申請書類等は、下記の要領で提出してください。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 質問書の提出期限 | 令和7年11月28日(金) 17時
(電子メールで行うこと。件名を「九州大学パブリック2号館カフェの運営事業者募集に関する質問」として、事業者名、担当者氏名・連絡先(電話番号及びE-mail)及び質問内容を明記して、4.(2)交付場所に記載のE-mailのアドレス宛に送信すること。) |
| (2) 質問書の回答 | 受け付けた質問は、原則として申請書等を交付した事業者全員に、令和7年12月5日(金)までに電子メールにて回答する。
(ただし、事業者の具体的な提案が含まれるものは個別に回答する。)
回答を受領した場合は、受領の旨を記載した電子メールを返信すること。 |
| (3) 申請書等の提出期間 | 令和7年12月16日(火) 9時から
令和7年12月18日(木) 17時まで
(持参を原則とする。郵送の場合は必着のこと。なお、郵送の場合は簡易書留または宅配便のような配達追跡が可能な方法で発送すること。電子メールでの提出は受け付けない。) |
| (4) 申請書等の提出先 | 上記4の(2)に同じ |

6. 運営事業者の選定

応募事業者による申請書等の提出後、様式3の「九州大学パブリック2号館カフェの運営事業者選定基準」を基に書類審査を行い、必要に応じプレゼンテーションによるヒアリング審査を実施します。令和8年1月29日（木）までに選定結果を本学ホームページ上に公表するとともに、応募者に通知します。

なお、プレゼンテーションの日時は、後日応募者に連絡します。

7. 申請時の提出書類（部数の指定のないものは1部を提出）

- (1) 九州大学パブリック2号館カフェの運営事業申請書(様式1)

(2) 事業者の経営状況等に関する書類

法人応募者	個人応募者
1) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書 2) 登記簿謄本 商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本 3) 飲食店営業許可書 現在運営している店舗の「飲食店の営業許可証」 4) 今回の提案を実施するために必要な免許等 5) 営業経歴書 応募する事業者の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類で、申請日前1年以内に作成したもの。 6) 財務諸表類 事業者が自ら作成している直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書 7) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の3）	1) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書 2) 住民票 3) 飲食店営業許可書 飲食店を営業している場合のみ。 4) 今回の提案を実施するために必要な免許等 5) 営業経歴書 飲食店を営業している場合のみ。 営業していない場合は、事業者の経歴が分かるもの。 6) 決算書類 令和6年度分の所得税の青色申告書（所得税青色申告決算書を含む）又は白色申告書等 7) 所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2） 8) 預貯金残高証明書その他事業開始に必要な資金の融資予定等がわかるもの。

※ 公的機関が発行する書類は、発行日から3か月以内のものとする。

※ 添付書類は、内容が鮮明なものであれば複写したものでも可とする。

(3) 運営事業に関する提案書

- 1) 様式2の「九州大学パブリック2号館カフェの運営事業に係る要求事項」を踏まえ、運営事業に関する提案書及び施設使用料の見積書を作成し、ファイルに綴じて10部提出すること。
- 2) 提案書の形式は自由とするが、様式3の別表1に示す審査項目や評価の視点に留意し、各審査項目ごとに記入するなど分かり易く表記すること。
- 3) その他九州大学パブリック2号館カフェ運営にあたり、九州大学に要望したい事項があれば、本提案書に添付すること。

8. その他

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

9. 申請書等一覧（4に基づき交付する資料）

様式1：九州大学パブリック2号館カフェの運営事業申請書

様式2：九州大学パブリック2号館カフェの運営事業に係る要求事項

様式2の別紙1：九州大学パブリック2号館カフェの運営事業に関する契約書（案）

様式2の別紙2：不動産賃貸借契約書（案）

様式3：九州大学パブリック2号館カフェの運営事業者選定基準

10. 参考資料

資料1：伊都キャンパス全体配置図

資料2：九州大学パブリック2号館カフェの平面参考図（面積表、1階平面図）

資料3：伊都キャンパス食堂等一覧

国立大学法人九州大学契約事務取扱規程

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 一般競争に参加しようとする者(代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者については、一般競争に参加させないことができる。
- 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者については、一般競争に参加させないことができる。